



さらに必要とされる商工会をめざして!!

中能登町商工会報

発行所：中能登町商工会 TEL:0767-76-1221 FAX:0767-76-1222

ホームページ 中能登町商工会 <https://nakanoto.shoko.or.jp>

中能登町織物デザインセンター <http://nakanoto-dc.jp>

- ・本所
〒929-1721
石川県鹿島郡中能登町井田に部 50 番地
TEL 0767-76-1221 FAX 0767-76-1222
- ・鹿西支所 ・中能登町織物デザインセンター
〒929-1604
石川県鹿島郡中能登町能登部下 134 部 1 番地
TEL 0767-72-2121 FAX 0767-72-4084

令和6年能登半島地震経済対策について

なりわい再建支援補助金

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します！

- 倒壊した施設の建て替えをしたい
- 壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等（税務申告にて償却資産である必要がある）

【補助上限】

15億円

【補助率】

中小企業・小規模事業者 ↓ 3/4以内
中堅企業等 ↓ 1/2以内

※震災発生後、事前着手（既に修繕・建替・入替等を実施）した事業者の申請期限が令和8年3月31日までとなっております。
申請をお考えの事業者はお早めにご相談ください。

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う復旧及び販路開拓の取組を支援します。

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】 ※補助率 2/3

200万円（直接被害） ↓ 自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害） ↓ 令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会

【スケジュール】

八次公募 相談受付中（令和7年10月27日〆切）

※中能登町については、今回が最後の公募となります。

申請をお考えの事業者はお早めにご相談ください。

仕事はもちろん、日常生活のあらゆる
場面での事故によるケガを保障します。

傷害共済

月々2,000円の掛金で(※)

- ・入院共済金 1日につき 10,000円
- ・通院共済金 1日につき 4,000円

※加入I型の場合です。

加入型によって共済金額は変わります。

5月～9月は共済加入促進月間です。

共済加入促進月間中において、
ご契約いただいた方には粗品
をプレゼントいたします！

商工会員の皆さまの「もしも」への
備えをお手伝いいたします！

10月1日～7日は全国労働衛生週間

準備期間：9月1日～9月30日

スローガン：

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」



「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

【全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項】

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

石川労働局より

石川県最低賃金は10月8日(水)、時間額1,054円に改正されます。
～助成金の活用は、最低賃金改正前の申請をご検討ください～

石川県の最低賃金は、**現行の時間額984円から70円引上げ、時間額1,054円とする改正手続きが進められており、本年10月8日に改正される見込み**です。石川労働局では、県内の中小企業、小規模事業者が、石川県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう各種支援策を設けています。

キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

- ▶ 有期雇用労働者等(有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含むいわゆる「非正規雇用労働者」)を対象。
- ▶ 上記の方の基本給に関する賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に支給。
- ▶ 支給額は、1人当たり最大7万円で、1事業所100人まで利用可能。
- ▶ 石川県最低賃金の引上げを理由とした助成金利用では、
 - ・10月6日(月)までに、キャリアアップ計画を石川労働局職業安定部職業対策課に提出。
 - ・その後、10月7日(火)までに、増額改定することを賃金規定等に定める必要があります。
 なお、就業規則の届出義務がある事業場は、当該変更後の規定を所轄労働基準監督署へ届出する必要があります。

【お問合せ先】石川労働局職業安定部職業対策課 (☎076-265-4428)

業務改善助成金

- ▶ 事業場内で最も単価が低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を1時間当たり30円以上引き上げて、かつ、生産性を向上させられる設備投資等の費用の一部を助成。
- ▶ ただし、「キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース」支給対象とした労働者を、業務改善助成金の対象労働者数に加えることはできません。
- ▶ 能登半島地震の影響で破損した設備の更新にも活用できる場合があります。

【お問合せ先】石川労働局雇用環境・均等室 (☎076-265-4429)



上記助成金のほかにも、賃金引上げの支援策があります

詳しくは、右記QRコードよりご確認ください → 「賃上げ」支援助成金パッケージ

厚生労働省 HP